

○鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例

(行為の制限等)

第8条 倉吉未来中心においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 倉吉未来中心の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
 - (2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。
 - (3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、規則で定める行為
- 2 指定管理者は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、倉吉未来中心への入館を拒み、又は倉吉未来中心からの退去を命ずることができる。

○鳥取県立倉吉未来中心管理規則

(行為の制限)

第8条 条例第8条第1項第4号に規定する行為は、次のとおりとする。ただし、倉吉未来中心の管理上支障のないものとして指定管理者が認める場合は、この限りでない。

- (1) 寄附の勧誘の行為又は署名活動を行うこと。
- (2) 物品の販売を行うこと(物品の販売を伴う利用を目的として条例第7条第1項の許可を受けた場合を除く。)